

物件費の上昇等にかかる変更協議について

物件費の上昇に伴う変更協議についても、原則として「委託役務契約における賃金等の変動にかかる変更協議手順（暫定版）」に沿って取扱います。労務費を適宜物件費と読み替えてください。

◎変更協議の請求について

- ・適用対象契約は労務費と同様です。
- ・「変更協議の請求」は、各年度1回を基本とします。

(協議請求書（別紙様式）について)

物件費の上昇に伴う請求内容について本様式に沿って各項目を記載してください。「物件費の上昇内容」については、対象品目ごとに「現在の物件費」、「物件費の上昇率」及び「物件費の上昇額」を記載してください。

物件費上昇の「根拠資料」については、協議する対象品目毎の上昇内容（単価、上昇率等）がわかるもの（物価資料又は見積書（原則複数者））を添付してください。なお、上昇率については、請求時点の過去1年間の上昇率がわかるものとしてください。

なお、請求された契約すべてについて、契約金額の変更を行うものではないことに留意してください。